

第一編 為替手形

第一章 為替手形ノ振出及方式

第一条 為替手形ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 証券ノ文言中ニ其ノ証券ノ作成ニ用フル語

ヲ以テ記載スル為替手形ナルコトヲ示ス文字

二 一定ノ金額ヲ支払フベキ旨ノ單純ナル委託

三 支払ヲ為スペキ者(支払人)ノ名称

四 満期ノ表示

五 支払ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル者ヲ指図スル者

六 支払ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル者ヲ指図スル者

七 手形ヲ振出ス日及地ノ表示

八 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ署名

九 前条ニ掲タル事項ノ何レカヲ欠ク証券ハ

十 為替手形タル効力ヲ有セズ但シ次ノ數項ニ規定

十一 満期ノ記載ナキ為替手形ハ之ヲ一覽払ノモノ

十二 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ名称ニ

十三 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己指図ニテ之ヲ振

十四 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

十五 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

十六 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

十七 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

十八 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

十九 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

二十 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

二十一 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

二十二 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

二十三 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

二十四 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

二十五 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

二十六 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

二十七 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

二十八 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

二十九 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

三十 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

三十一 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

三十二 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

三十三 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

三十四 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

三十五 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

三十六 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

三十七 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

三十八 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

三十九 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

四十 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

四十一 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

四十二 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

四十三 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

四十四 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

四十五 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

四十六 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

四十七 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

四十八 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

四十九 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

五十 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

五十一 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

五十二 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

五十三 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

五十四 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

五十五 手形ヲ振出ス者(振出人)ノ自己宛ニテ之ヲ振

為替手形ノ金額ヲ文字ヲ以テ又ハ数字ヲ以テ

重複シテ記載シタル場合ニ於テ其ノ金額ニ差異

アルトキハ最小金額ヲ手形金額トス

ハ其ノ他ノ事由ニ因リ為替手形ノ署名者若ハ其

力ナキ者ノ署名、偽造ノ署名、仮設人ノ署名又

ノ本人ニ義務ヲ負ハシムルコト能ハザル署名ア

ル場合ト雖モ他ノ署名者ノ債務ハ之ガ為其ノ効

力ヲ妨ガラルコトナシ

第九条 代理權ヲ有セザル者ガ代理人シテ為替

手形ニ署名シタルキハ自ラ其ノ手形ニ因リ義

務ヲ負フ其ノ者ガ支払ヲ為シタルトキハ本人ト

同一ノ権利ヲ有ス權限ヲ超エタル代理人ニ付亦

同ジ

第十条 振出人ハ引受及支払ヲ担保ス

振出人ハ引受ヲ担保セザル旨ヲ記載スルコト

ヲ得支払ヲ担保セザルノト看做ス

第十一条 未完成ニテ振出シタル為替手形ニ予メ為

シタル合意ト異ル補充ヲ為シタル場合ニ於テハ

其ノ違反ハ之ヲ以テ持人ニ対抗スルコトヲ得

ズ但シ所持人ガ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ為

替手形ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二条 裏書ハ新ナル裏書ハ禁ズルコトヲ得此ノ場

合ニテハ其ノ裏書人ハ手形ノ爾後ノ被裏書人

ニ対シ担保ノ責ヲ負フコトナシ

第十三条 裏書ハ反対ノ文言ナキ限り引受及支

払ヲ担保ス

裏書人ハ新ナル裏書ハ禁ズルコトヲ得此ノ場

合ニテハ其ノ裏書人ハ手形ノ爾後ノ被裏書人

ニ対シ担保ノ責ヲ負フコトナシ

第十四条 裏書ハ為替手形ヨリ生ズル一切ノ権利

ヲ移転スルコトヲ得

裏書ガ白地式ナルトキハ所持人ハ

一 自己ノ名称又ハ他人ノ名称ヲ以テ白地ヲ補

充スルコトヲ得

二 白地式ニ依リ又ハ他人ヲ表示シテ更ニ手形

ヲ裏書スルコトヲ得

三 白地ヲ補充セズ且裏書ヲ為サズシテ手形ヲ

第三者ニ譲渡スコトヲ得

第十五条 裏書ハ反対ノ文言ナキ限り引受及支

払ヲ担保ス

裏書人ハ新ナル裏書ハ禁ズルコトヲ得此ノ場

合ニテハ其ノ裏書人ハ手形ノ爾後ノ被裏書人

ニ対シ担保ノ責ヲ負フコトナシ

第十六条 裏書ハ新ナル裏書ハ禁ズルコトヲ得此ノ場

合ニテハ其ノ裏書人ハ手形ノ爾後ノ被裏書人

ニ対シ担保ノ責ヲ負フコトナシ

第十七条 裏書ハ新ナル裏書ハ禁ズルコトヲ得此ノ場

合ニテハ其ノ裏書人ハ手形ノ爾後ノ被裏書人

ニ対シ担保ノ責ヲ負フコトナシ

第十八条 裏書ニ「回収ノ為」、「取立ノ為」、「代

理ノ為」其ノ他單ナル委任ヲ示ス文言アルトキ

ハ所持人ハ為替手形ヨリ生ズル一切ノ権利ヲ行

使スルコトヲ得但シ所持人ハ代理ノ為ノ裏書ノ

ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九条 裏書ニ「担保ノ為」、「質入ノ為」其ノ

他質權ノ設定ヲ示ス文言アルトキハ所持人ハ為

替手形ヨリ生ズル一切ノ権利ヲ行使スルコトヲ

得但シ所持人ノ為シタル裏書ハ代理ノ為ノ裏書ノミヲ有ス

日附ノ記載ナキ裏書ハ支払拒絶証書作成期間

経過前ニニテハシタルモノト推定ス

第三章 引受

第二十一条 為替手形ノ所持人又ハ單ナル占有者ハ満期ニ至ル迄引受ノ為支払人ニ其ノ住所ニ於

テ之ヲ呈示スルコトヲ得

第二十二条 振出人ハ為替手形ニ期間ヲ定メ又ハ定期ノ間ニ於テ支払人ニ対抗スルコトヲ得

定メズシテ引受ノ為之ヲ呈示スベキ旨ヲ記載スルコトヲ得

振出人ハ一定ノ期日前ニハ引受ノ為ノ呈示ヲ

ハ満期ニ至ル迄引受ノ為支払人ニ其ノ住所ニ於

テ之ヲ呈示スルコトヲ得

第二十三条 一覽後定期払ノ為替手形ハ其ノ日附ヨリ年内ニ引受ノ為之ヲ呈示スルコトヲ要ス

為手形ヲ呈示スベキ旨ヲ記載スルコトヲ得但シ

振出人ハ前項ノ期間ヲ短縮シ又ハ伸長スルコトヲ得

スベカラザル旨ヲ記載スルコトヲ得

各裏書ハ期間ヲ定メ又ハ定期ノ間ニ於テ支払人ノ住所ニ非ザル地ニ於テ支払スベキモノナルトキ又ハ一覽後定期払ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

ノナルトキ又ハ一覽後定期払ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

振出人ハ一定ノ期日前ニハ引受ノ為ノ呈示ヲ

ハスベカラザル旨ヲ記載スルコトヲ得

各裏書ハ期間ヲ定メ又ハ定期ノ間ニ於テ支払人ノ住所ニ非ザル地ニ於テ支払スベキモノナルトキ又ハ一覽後定期払ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

ノナルトキ又ハ一覽後定期払ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

於テハ所持人ガ呈示ノ日ノ日附ヲ記載スベキコトヲ請求シタル場合ヲ除クノ外引受ニハ之ヲ為シタル日ノ日附ヲ記載スルコレトヲ要ス日附ノ記載ナキトキハ所持人ハ裏書人及振出人ニ対スル遡求權ヲ保全スル為ニハ適法ノ時期ニ作ラシメタル拒絶証書ニ依リ其ノ記載ナカリシコトヲ証スルコレトヲ要ス

第二十六条 引受ハ單純ナルベシ但シ支払人ハ之ヲ手形金額ノ一部ニ制限スルコレトヲ得
引受ニ依リ為替手形ノ記載事項ニ加ヘタル他ノ変更ハ引受ノ拒絶タル効力ヲ有ス但シ引受人ハ其ノ引受ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

第二十七条 振出人ガ支払人ノ住所地ト異ル支払地ヲ為替手形ニ記載シタル場合ニ於テ第三者方ニテ支払ヲ為スベキ旨ヲ定メザリシトキハ支払人ハ引受ヲ為スニ当リ其ノ第三者ヲ定ムルコトヲ得之ヲ定メザリシトキハ引受人ハ支払地ニ於テ自ラ支払ヲ為ス義務ヲ負ヒタルモノト看做ス手形ガ支払人ノ住所ニ於テ支払フベキモノナルトキハ支払人ハ引受ニ於テ支払地ニ於ケル支払ノ場所ヲ定ムルコレトヲ得

第二十八条 支払人ハ引受ニ因リ満期ニ於テ為替手形ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ

支払ナキ場合ニ於テハ所持人ハ第四十八条及
第四十九条ノ規定ニ依リテ請求スルコレトヲ得ベキ一切ノ金額ニ付引受人ニ対シ為替手形ヨリ生ズル直接ノ請求權ヲ有ス所持人ガ振出人ナカルトキト雖ニ亦同ジ

第二十九条 為替手形ニ引受ヲ記載シタル支払人ガ其ノ手形ノ返還前ニ之ヲ抹消シタルトキハ引受ヲ拒ミタルモノト看做ス抹消ハ証券ノ返還前ニ之ヲ為シタルモノト推定ス

前項ノ規定ニ拘ラズ支払人ガ書面ヲ以テ所持人又ハ手形ニ署名シタル者ニ引受ノ通知ヲ為シタルトキハ此等ノ者ニ対シ引受ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ

第四章 保証

第三十条 為替手形ノ支払ハ其ノ金額ノ全部又ハ一部ニ付保証ニ依リ之ヲ担保スルコレトヲ得
第三者ハ前項ノ保証ヲ為スコトヲ得手形ニ署名シタル者ト雖モ亦同ジ

第三十一条 保証ハ為替手形又ハ補箋ニ之ヲ為スル文字ヲ以テ表示シ保証人署名スベシ
為替手形ノ表面ニ為シタル單ナル署名ハ之ヲ保証ト看做ス但シ支払人又ハ振出人ノ署名ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二条 保証人ハ保証セラレタル者ト同一ノ責任ヲ負フ
保証ハ其ノ担保シタル債務ガ方式ノ瑕疵ヲ除キ他ノ如何ナル事由ニ因リテ無効ナルトキモ之ヲ有効トス
保証人ガ為替手形ノ支払ヲ為シタルトキハ保證セラレタル者及其ノ者ノ為替手形上ノ債務者ニ対シ為替手形ヨリ生ズル権利ヲ取得ス

第五章 満期

第三十三条 為替手形ハ左ノ何レカトシテ之ヲ振出スコトヲ得
一 覧払
二 日附後定期払
三 前項ト異ル満期又ハ分割払ノ為替手形ハ之ヲ無効トス
四 確定日払

第三十四条 一覧払ノ為替手形ハ呈示アリタルトキ之ヲ支払フベキモノトス此ノ手形ハ其ノ日附ヨリ一年内ニ支払ノ為之ヲ呈示スルコトヲ得
振出人ハ此ノ期間ヲ短縮シハ伸長スルコトヲ得
得出し人ハ此等ノ期間ヲ短縮スルコレコトヲ得
振出人ハ一定ノ日期前ニハ一覧払ノ為替手形ヲ支払ノ為呈示スルコトヲ得ザル旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ呈示ノ期間ハ其ノ期日ヨリ始マル

第三十五条 一覧後定期払ノ為替手形ノ満期ハ引受ノ日ノ附又ハ拒絶證書ノ日附ニ依リテ之ヲ定ム
拒絶證書アラザル場合ニ於テハ日附ナキ引受ハ引受人ニ閲スル限り引受ノ為ノ呈示期間ノ末日ニ之ヲ為シタルモノト看做ス

第三十六条 日附後又ハ一覧後一月又ハ數月払ノ為替手形ハ支払ヲ為スベキ月ニ於ケル応当日ヲ以テ満期トス當日ナキトキハ其ノ月ノ末日ヲ以テ満期トス
日附後又ハ一覧後一月半又ハ數月半払ノ為替手形ニ付テハ先ヅ全月ヲ計算ス
月ノ始・月ノ央(一月ノ央、二月ノ央等)又ハ月ノ終ヲ以テ満期ヲ定メタルトキハ其ノ月ノ一日、十五日又ハ末日ヲ謂フ
「八日」又ハ「十五日」トハ一週又ハ二週三非ズシテ満八日又ハ満十五日ヲ謂フ
「半月」トハ十五日ノ期間ヲ謂フ

第七章 引受拒絶又ハ支払拒絶ニ因ル遡求
第四十三条 満期ニ於テ支払ナキトキハ所持人ハ
　　裏書人、振出人其ノ他ノ債務者ニ對シ其ノ遡求
　　權ヲ行フコトヲ得左ノ場合ニ於テハ満期前ト雖
モ亦同ジ
　一　引受ノ全部又ハ一部ノ拒絶アリタルトキ
二　引受ヲ為シタル若ハ為サザル支払人力破産
　　破産手続開始ノ決定ヲ受ケタル場合
三　引受ノ為ノ呈示ヲ禁ジタル手形ノ振出人ガ
　　手続開始ノ決定ノ決定ヲ受ケタル場合
第四十四条 引受又ハ支払ノ拒絶ハ公正証書(引
　　受拒絶証書又ハ支払拒絶証書)ニ依リ之ヲ證明
スルコトヲ要ス
　引受拒絶証書ハ引受ノ為ノ呈示期間内ニ之ヲ
作ラシムルコトヲ要ス第二十四条第一項ニ規定
スル場合ニ於テ期間内ノ末日ニ第一ノ呈示アリタ
ルトキハ拒絶証書ハ其ノ翌日之ヲ作ラシムルコ
トヲ得
　確定日払、日附後定期払又ハ一覽後定期払
　　為替手形ノ支払拒絶証書ハ為替手形ノ支払ヲ為
　　スベキ日又ハ之ニ次グニ取引内ニ之ヲ作ラシ
　　ムルコトヲ要ス一覽払ノ手形ノ支払拒絶証書ハ
引受拒絶証書ノ作成ニ関シテ前項ニ規定スル条
件ニ從ヒ之ヲ作ラシムルコトヲ要ス
　引受拒絶証書アルトキハ支払ノ為ノ呈示及支
払拒絶証書ヲ要セズ
　引受ヲ為シタル若ハ為サザル支払人ガ支払ヲ
停止シタル場合又ハ其ノ財産ニ對スル強制執行
ガ効フ奏せザル場合ニ於テハ所持人ハ支払人ニ
対シ手形ノ支払ノ為ノ呈示ヲ為シ且拒絶証書ヲ
作ラシメタル後ニ非ザレバ其ノ遡求權ヲ行フコ
トヲ得ズ
　引受ヲ為シタル若ハ為サザル支払人ガ破産手
續開始ノ決定ヲ受ケタル場合又ハ引受ノ為ノ呈
示ヲ禁ジタル手形ノ振出人ガ破産手続開始ノ決
定ヲ受ケタル場合ニ於テ所持人ガ其ノ遡求權ヲ
行フニハ破産手続開始ノ決定ノ裁判書又ハ記録
事項証明書(裁判ノ内容ヲ記載シタル書面ニシ
テ裁判所書記官ガ当該書面ノ内容ト當該裁判判
内容トガ同一ナルコトヲ証明シタルモノ)ヲ提
出スルヲ以テ足ル
第四十五条 所持人ハ拒絶証書作成ノ日ニ次グ又
ハ無費用償還文句アリ場合ニ於テハ呈示ノ日三

次グ四取引日内ニ自己ノ裏書人及振出人ニ対シ
引受拒绝又ハ支払拒绝アリタルコトヲ通知スル
コトヲ要ス各裏書人ハ通知ヲ受ケタル日ニ次グ
二取引日内ニ前ノ通知者全員ノ名称及宛所ヲ示
シテ自己ノ受ケタル通知ヲ自己ノ裏書人ニ通知
シ順次振出人ニ及ブモノトス此ノ期間ハ各其ノ
通知ヲ受ケタル時ヨリ進行ス
前項ノ規定ニ従ヒ為替手形ノ署名者ニ通知ヲ
為ストキハ同一期間内ニ其ノ保証人ニ同一ノ通
知ヲ為スコトヲ要ス
裏書人ガ其ノ宛所ヲ記載セズ又ハ其ノ記載ガ
読ミ難キ場合ニ於テハ其ノ裏書人ノ直接ノ前項
ニ通知スルヲ以テ足ル
通知ヲ為スベキ者ハ如何ナル方法ニ依リテモ
之ヲ為スコトヲ得單ニ為替手形ヲ返付スルニ依
リテモ亦之ヲ為スコトヲ得
通知ヲ為スベキ者ハ適法ノ期間内ニ通知ヲ為
シタルコトヲ證明スルコトヲ要ス此ノ期間内ニ
通知ヲ為ス書面ヲ郵便ニ付シ又ハ民間事業者に
による信書の送達に関する法律(平成十四年法律
第九十九号)第二条第六項ニ規定スル一般信書
便事業者若ハ同条第九項ニ規定スル特定信書便
事業者ノ提供スル同条第二項ニ規定スル信書便
ノ役務ヲ利用シテ発送シタル場合ニ於テハ其ノ
期間ヲ遵守シタルモノト看做ス
前項ノ期間内ニ通知ヲ為ザル者ハ其ノ権利
ヲ失フコトナシ但シ過失ニ因リテ生ジタル損害
アルトキハ為替手形ノ金額ヲ超ガザル範囲内ニ
於テ其ノ賠償ノ責ニ任ズ
第四十六条 振出人、裏書人又ハ保証人ハ証券三
記載シ且署名シタル「無費用償還」、「拒绝証書
不要」ノ文句其ノ他之ト同一ノ意義ヲ有スル文
言ニ依リ所持人ニ対シ其ノ遡求権ヲ行フ為ノ引
受拒絶証書又ハ支払拒绝証書ノ作成ヲ免除スル
コトヲ得
前項ノ文言ハ所持人ニ対シ法定期間内ニ於ケ
ル為替手形ノ呈示及通知ノ義務ヲ免除スルコト
ナシ期間ノ不遵守ハ所持人ニ対シ之ヲ援用スル
者ニ於テ其ノ証明ヲ為スコトヲ要ス
振出人ガ第一項ノ文言ヲ記載シタルトキハ一
切ノ署名者ニ対シ其ノ効力ヲ生ズ裏書人又ハ保
証人ガ之ヲ記載シタルトキハ其ノ裏書人又ハ保
証人ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ズ振出人ガ此ノ
文言ヲ記載シタルニ拘ラズ所持人ガ拒绝証書ヲ
作ラシメタルトキハ其ノ費用ハ所持人之ヲ負担
ス裏書人又ハ保証人ガ此ノ文言ヲ記載シタル場
合ニ於テ拒绝証書ノ作成アリタルトキハ一切ノ
署名者ヲシテ其ノ費用ヲ償還セシムルコトヲ得

第四十七条 為替手形ノ振出、引受、裏書又ハ保

第四十七条 為替手形ノ振出、引受、裏書又ハ保証ヲ為シタル者ハ所持人ニ対シ合同シテ其ノ責任ト得
タル順序ニ拘ラズ各別又ハ共同ニ請求ヲ為スコトヲ得
為替手形ノ署名者ニシテ之ヲ受戻シタルモノモ同一ノ権利ヲ有ス
債務者ノ一人ニ対スル請求ハ他ノ債務者ニ対スル請求ヲ妨げズ既ニ請求ヲ受ケタル者ノ後者ニ対シテモ亦同ジ
第四十八条 所持人ハ請求ヲ受クル者ニ対シ左ノ金額ヲ請求スルコトヲ得
一 引受又ハ支払アラザリシ為替手形ノ金額及利息ノ記載アルトキハ其ノ利息
二 法定利率（国内ニ於テ振出し日支払フベキ為替手形以外ノ為替手形ニ在リテハ年六分ノ率次条第二号ニ於テ同ジ）ニ依ル満期以後ノ利息
三 拒絶証書ノ費用、通知ノ費用及其ノ他ノ費用
満期前ニ請求ヲ行フトキハ割引ニ依リ手形金額ヲ減ズ其ノ割引ハ所持人ノ住所地ニケル請求ノ日ノ公定割引率（銀行率）ニ依リ之ヲ計算シタス
第四十九条 為替手形ヲ受戻シタル者ハ其ノ前者ニ対シ左ノ金額ヲ請求スルコトヲ得
一 其ノ支払ヒタル総金額
二 前号ノ金額ニ法定利率ニ依リ計算シタル支払ノ日以後ノ利息
三 其ノ支出シタル費用
第五十条 遷求ヲ受ケタル又ハ受クベキ債務者ハ支払ト引換ニ拒絶証書、受取ヲ証スル記載ヲ為シタル計算書及為替手形ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
ヲ得
為替手形ヲ受戻シタル裏書人ハ自己及後者ノ裏書ヲ抹消スルコトヲ得
第五十一条 一部引受ノ後ニ請求權ヲ行フ場合ニ於テ引受アラザリシ手形金額ノ支払ヲ為ス者ハ其ノ支払ノ旨ヲ手形ニ記載スルコト及受取証書ヲ交付スルコトヲ請求スルコトヲ得又所持人ハ爾後ノ請求ヲ為スコトヲ得シマル為手形ノ証明書本及拒絶証書ヲ交付スルコトヲ要ス
第五十二条 遷求權ヲ有スル者ハ反対ノ記載ナキ限り其ノ前者ノ一人ニ宛て一覽払トシテ振出シ且其ノ者ノ住所ニ於テ支払フベキ新手形（戻手形）ニ依リ請求ヲ為スコトヲ得

戻手形ハ第四十八条及第四十九条ニ規定スル

戻手形ハ第四十一条及第四十九条ニ規定スル
金額ノ外其ノ戻手形ノ仲立料及印紙税ヲ含ム
所持人ガ戻手形ヲ振出ス場合ニ於テハ其ノ金
額ハ本手形ノ支払地ヨリ前者ノ住所地ニ宛て振
出ス一覽払ノ為替手形ノ相場ニ依リ之ヲ定ム裏
書人ガ戻手形ヲ振出ス場合ニ於テハ其ノ金額ハ
戻手形ノ振出人ガ其ノ住所地ヨリ前者ノ住所地
ニ宛て振出ス一覽払手形ノ相場ニ依リ之ヲ定ム
五十三条 左ノ期間ガ経過シタルトキハ所持人
ハ裏書人、振出人其ノ他ノ債務者ニ対シ其ノ権
利ヲ失フ但シ引受人ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ
思ヲ有シタルコトヲ知リ得ベキトキハ此ノ限ニ
在一覽払又ハ一覽後定期払ノ為替手形ノ呈示
期間
二 引受拒絶証書又ハ支払拒絶証書ノ作成期間
三 無費用償還文句アル場合ニ於ケル支払ノ為
ノ呈示期間
振出人ノ記載シタル期間内ニ引受ノ為ノ呈示
五十四条 法定ノ期間内ニ於ケル為替手形ノ呈
示又ハ拒絶証書ノ作成ガ避ケベカラザル障礙
振出人ガ引受ノ担保義務ノミヲ免レントスル意
思ヲ有シタルコトヲ知リ得ベキトキハ此ノ限ニ
在ラズ
裏書ニ呈示期間ノ記載アルトキハ其ノ裏書人
ニ限り之ヲ援用スルコトヲ得
ヲ為サザルトキハ所持人ハ支払拒絶及引受拒絶
ニ因ル遡求權ヲ失フ但シ其ノ記載ノ文言ニ依リ
利ヲ失フ但シ引受人ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ
思ヲ有シタルコトヲ知リ得ベキトキハ此ノ限ニ
在ラズ
リテ妨ダラレタルトキハ其ノ期間ヲ伸長ス
所持人ハ自己ノ裏書人ニ対シ遅滞ナク其ノ不
可抗力ヲ通知シ且為替手形又ハ補箋ニ其ノ通知
ヲ記載シ日附ヲ附シテ之ニ署名スルコトヲ要ス
リテ妨ダラレタルトキハ其ノ期間ヲ準用ス
不可抗力ガ止ミタルトキハ所持人ハ遅滞ナク
引受又ハ支払ノ為替手形ヲ呈示シ且必要アルトキ
ハ拒絶証書ヲ作ラシムルコトヲ要ス
不可抗力ガ満期ヨリ三十日ヲ超エテ継続スル
トキハ呈示又ハ拒絶証書ノ作成ヲ要セズシテ遡
求權ヲ行フコトヲ得
一覽払又ハ一覽後定期払ノ為替手形ニ付テハ
三十日ノ期間ハ呈示期間ノ経過前ト雖モ所持人
ガ其ノ裏書人ニ不可抗力ノ通知ヲ為シタル日ヨ
リ進行ス一覽後定期払ノ為替手形ニ付テハ三十
日ノ期間ニ為替手形ニ記載シタル一覽後ノ期間
ヲ加フ
所持人又ハ所持人ガ手形ノ呈示若ハ拒絶証書
ノ作成ヲ委任シタル者ニ付テノ単純ナル人の事
件ハ不可抗力ヲ構成スルモノト認メズ

第八章 参加

第八章 参加	
第一節 通則	
第五十五条	振出人、 払人ヲ記載スルコト 為替手形ハ遡求ヲ
二	参加ヲ為ス者ニ於 ノ債務ヲ負フ者タル 從ヒ其ノ引受又ハ主 参加人ハ第三者者、 限ニ在ラズ
三	参加人ハ其ノ被參 守ノ場合ニ於テ過失 トキハ参加人ハ為替 内ニ於テ其ノ賠償人 ル者及其ノ後者ニ対 トヲ得ズ
四	参加ノ他ノ場合ニ 拒ムコトヲ得若所持 参加人及其ノ後者ニ ヲ失フ
第五十六条	参加引受 ル為替手形ノ所持人 一切ノ場合ニ於テニ 為替手形ニ支払地 シタルトキハ手形ノ ヲ呈示シ且拒絕証書 タルコトヲ証スルニ ル者及其ノ後者ニ対 トヲ得ズ
第五十七条	参加引受 加入署名スベシ参加 ベシ其ノ表示ナキトモ タルモノト看做ス
第五十八条	参加引受 後ノ裏書人ニ対シ被 参加人及其ノ前 人ニ対シ第四十八条 換ニ為替手形ノ交付 書及受取証スル記 キハ其ノ交付ヲモ請求 ヲ得
第五十九条	参加支払 ニ遡求權ヲ有スル一 支払ハ被参加人が ヲ為スコトヲ要ス
第六十条	第三節 參加

書人又ハ保証人ハ予備支
得
クベキ何レノ債務者ノ為
モ本章ニ規定スル条件ニ
ヲ為スコトヲ得
払人又ハ既ニ為替手形上
トヲ得但シ引受人ハ此ノ
人ニ對シニ取引日内ニ其
トヲ要ス此ノ期間ノ不遵
因リテ生ジタル損害アル
形ノ金額ヲ超エザル範囲
三任ズ
受
引受ノ為ノ呈示ヲ禁ゼザ
於ケル予備支払人ヲ記載
持人ハ其ノ二者ニ為替手形
依リ其ノ者ガ引受ヲ拒メザ
レバ其ノ記載ヲ為シタ
満期前ニ遡求權ヲ行フコ
テハ所持人ハ參加引受ヲ
ガ之ヲ受諾スルトキハ被
シ満期前ニ有スル遡求權
ハ振出人ノ為ニ之ヲ為シ
ハ所持人及被参加人ヨリ
加人ト同一ノ義務ヲ負フ
ハ参加引受ニ拘ラズ所持
規定スル金額ノ支払ト引
請求スルコトヲ得拒絶証
ヲ為シタル計算書アルト
スルコトヲ得
払

支払ハ支払拒絶証書ヲ作ラシムルコトヲ得ベ
キ最後ノ日ノ翌日迄ニ之ヲ為スコトヲ要ス
第六十条 為替手形ガ支払地ニ住所ヲ有スル参加人ニ依リテ引受ケラレタルトキ又ハ支払地ニ住所ヲ有スル者ガ予備支払人トシテ記載セラレタルトキハ所持人ハ此等ノ者ノ全員ニ手形ヲ呈示シ且必要アルトキハ拒絶証書ヲ作ラシムルコトヲ得ベキ最後ノ日ノ翌日迄ニ支払拒絶証書ヲ作ランムルコトヲ要ス
前項ノ期間内ニ拒絶証書ノ作成ナキトキハ予備支払人ヲ記載シタル者又ハ被参加人及其ノ後ノ裏書人ハ義務ヲ免ル
第六十一条 參加支払ヲ拒ミタル所持人ハ其ノ支払ニ因リテ義務ヲ免ルベカリシ者ニ対スル遡求權ヲ失フ
第六十二条 參加支払ハ被参加人ヲ表示シテ為替手形ニ為シタル受取ノ記載ニ依リ之ヲ証スルコトヲ要ス其ノ表示ナキトキハ支払ハ振出人ノ為ニ之ヲ為シタルモノト看做ス
為替手形ハ参加支払人ニ之ヲ交付スルコトヲ要ス拒绝証書ヲ作ラシメタルトキハ之ヲモ交付スルコトヲ要ス
第六十三条 參加支払人ハ被参加人及其ノ者ノ為替手形上ノ債務者ニ対シ為替手形ヨリ生ズル權利ヲ取得ス但シ更ニ為替手形ヲ裏書スルコトヲ得ズ
被参加人ヨリ後ノ裏書人ハ義務ヲ免ル
參加支払ノ競合ノ場合ニ於テハ最毛多數ノ義務ヲ免レシムルモノ優先ス事情ヲ知リ此ノ規定ニ反シテ参加シタル者ハ義務ヲ免ルベカリシ者ニ対スル遡求權ヲ失フ
第九章 複本及謄本
第一節 複本

義務ヲ免レシム但シ支払人ハ引受ヲ為シタル各
通ニシテ返還ヲ受ケザルモノニ付責任ヲ負フ
ハ他ノ各通ニ此ノ一通ヲ保持スル者ノ名稱ヲ記
載スベシ其ノ者ハ他ノ一通ノ正当ナル所持人ニ
対シ之ヲ引渡スコトヲ要ス
保持者ガ引渡ヲ拒ミタルトキハ所持人ハ拒絕
証書ニ依リ左ニ事実ヲ証スルニ非ザレバ遡求權
ヲ行フコトヲ得ズ
一 引受ノ為送付シタル一通ガ請求ヲ為スモ引
渡サレザリシコト
二 他ノ一通ヲ以テ引受又ハ支払ヲ受クルコト
能ハザリシコト

第六十章 第二節 謄本

第六十七条 為替手形ノ所持人ハ其ノ謄本ヲ作ル
権利ヲ有ス

謄本ニハ裏書其ノ他原本ニ掲ゲタル一切ノ事
項ヲ正確ニ再記シ且其ノ末尾ヲ示スコトヲ要ス
謄本ニハ原本ト同一ノ方法ニ從ヒ且同一ノ効
力ヲ以テ裏書又ハ保証ヲ為スコトヲ得

第六十八条 謄本ニハ原本ノ保持者ヲ表示スベシ
保持者ハ謄本ノ正当ナル所持人ニ対シ其ノ原本
ヲ引渡スコトヲ要ス
保持者ガ引渡ヲ拒ミタルトキハ所持人ハ拒绝
証書ニ依リ原本ガ請求ヲ為スモ引渡サレザリシ
コトヲ証スルニ非ザレバ謄本ニ裏書又ハ保証ヲ
為シタル者ニ対シ遡求權ヲ行フコトヲ得ズ
謄本作成前ニ為シタル最後ノ裏書ノ後ニ「爾
後裏書ハ謄本ニ為シタルモノノミ効力ヲ有ス」
ノ文句其ノ他之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ガ原
本ニ存スルトキハ原本ニ為シタル其ノ後ノ裏書
ハ之ヲ無効トス

第六十九条 為替手形ノ文言ノ変造ノ場合ニ於テ
其ノ変造後ノ署名者ハ変造シタル文言ニ從ヒ
テ責任ヲ負ヒ変造前ノ署名者ハ原文言ニ從ヒテ
責任ヲ負フ

第七十条 引受人ニ対スル為替手形上ノ請求權ハ
満期ノ日ヨリ三年ヲ以テ時効ニ罹ル
所持人ノ裏書人及振出人ニ対スル請求權ハ適
法ノ時期ニ作ラシメタル拒絶証書ノ日附ヨリ、
無費用償還文句アル場合ニ於テハ満期ノ日ヨリ
一年ヲ以テ時効ニ罹ル

第七十一条 時効ノ完成猶予又ハ更新ハ其ノ事由
ガ生ジタル者ニ対シテノミ其ノ効力ヲ生ズ
第七十二条 満期ガ法定ノ休日ニ當ル為替手形ハ
之ニ次グ第一ノ取引日ニ至ル迄其ノ支払ヲ請求
スルコトヲ得ズ又為替手形ニ閑スル他ノ行為殊
ニ引受ノ為ノ呈示及拒絶証書ノ作成ハ取引日ニ
於テノミ之ヲ為スコトヲ得
末日ヲ法定ノ休日トスル一定ノ期間内ニ前項
ノ行為ヲ為スベキ場合ニ於テハ期間ハ其ノ満了
ニ次グ第一ノ取引日迄之ヲ伸長ス期間中ノ休日
ハ之ヲ期間ニ算入ス
第七十三条 法定又ハ約定期間ニハ其ノ初日ヲ
算入セズ
第七十四条 恩恵日ハ法律上ノモノナルト裁判上
ノモノナルトヲ問ハズ之ヲ認メズ
第二編 約束手形
第七十五条 約束手形ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
一 証券ノ文言中ニ其ノ証券ノ作成ニ用フル語
ヲ以テ記載スル約束手形ナルコトヲ示ス文字
二 一定ノ金額ヲ支払フベキ旨ノ単純ナル約束
三 満期ノ表示
四 支払ヲ為スベキ地ノ表示
五 支払ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル者ヲ指図スル者
ノ名称
六 手形ヲ振出ス日及地ノ表示
七 手形ヲ振出ス者（振出人）ノ署名
第七十六条 前条ニ掲タル事項ノ何レカラ欠ク証
券ハ約束手形タル効力ヲ有セズ但シ次ノ數項ニ
規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
満期ノ記載ナキ約束手形ハ之ヲ一覽払ノモノ
ト看做ス
振出地ハ特別ノ表示ナキ限り之ヲ支払地ニシ
テ且振出人ノ住所地タルモノト看做ス
振出地ノ記載ナキ約束手形ハ振出人ノ名称ニ
附シタル地ニ於テ之ヲ振出シタルモノト看
做ス
第七十七条 左ノ事項ニ関スル為替手形ニ付テノ
規定ハ約束手形ノ性質ニ反セザル限り之ヲ約束
手形ニ準用ス
一 裏書（第十一條乃至第二十条）
二 满期（第三十三條乃至第三十七條）
三 支払（第三十八條乃至第四十二條）

四 支払拒绝二因ル遡求（第四十三条乃至第五十条、第五十二条乃至第五十四条）

五 参加支払（第五十五条、第五十九条乃至第六十三条）

六 賠本（第六十七条及第六十八条）

七 変造（第六十九条）

八 時効（第七十条及第七十一条）

九 休日、期間ノ計算及恩恵日ノ禁止（第七十二条乃至第七十四条）

第三者方ニテ又ハ支払人ノ住所地ニ非ザル地ニ於テ支払ヲ為スベキ為替手形（第四条及第二十七条）、利息ノ約定（第五条）、支払金額ニ関スル記載ノ差異（第六条）、第七条ニ規定スル条件ノ下ニ為サレタル署名ノ効果、權限ナクシテ又ハ之ヲ超エテ為シタル者ノ署名ノ効果（第八条）及白地為替手形（第十条）ニ關スル規定モ亦之ヲ約束手形ニ準用ス。

保証ニ關スル規定（第三十条乃至第三十二条）モ亦之ヲ約束手形ニ準用ス第三十一条未項ノ場合ニ於テ何人ノ為ニ保証ヲ為シタルカヲ表示セザルトキハ約束手形ノ振出人ノ為ニ之ヲ為シタルモノト看做ス。

第七十八条 約束手形ノ振出人ハ為替手形ノ引受人ト同一ノ義務ヲ負フ

一覽後定期払ノ約束手形ハ第二十三条规定スル期間内ニ振出人ノ一覽ノ為之ヲ呈示スルコトヲ要ス一覽後ノ期間ハ振出人が手形ニ一覽ノ旨ヲ記載シテ署名シタル日ヨリ進行ス振出人が日附アル一覽ノ旨ノ記載ヲ拒ミタルトキハ拒絶証書ニ依リテ之ヲ証スルコトヲ要ス（第二十五条）其ノ日附ハ一覽後ノ期間ノ初日トス

附 則

第七十九条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十条 商法第四編第一章乃至第三章及商法施行法第一百二十四条乃至第一百二十六条ハ之ヲ削除ス但シ商法ノ他ノ法令ノ規定ノ適用上之ニ依ルベキ場合ニ於テハ仍其ノ効力ヲ有ス

第八十一条 本法施行前ニ振出シタル為替手形及約束手形ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第八十二条 本法ニ於テ署名トアルハ記名捺印ヲ含ム

第八十三条 第三十八条第二項（第七十七条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ手形交換所ハ法務大臣之ヲ指定ス

第八十四条 拒絶証書ノ作成ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十五条 為替手形又ハ約束手形ヨリ生ジタル
権利ガ手続ノ欠缺又ハ時効ニ因リテ消滅シタル
トキト雖モ所持人ハ振出人、引受人又ハ裏書人
ニ対シ其ノ受ケタル利益ノ限度ニ於テ償還ノ請
求ヲ為スコトヲ得

第八十六条 裏書人ノ他ノ裏書人及振出人ニ對ス
ル為替手形上及約束手形上ノ請求權ノ消滅時効
ハ其ノ者ガ訴ヲ受ケタル場合ニ於テ前者ニ対シ
訴訟告知ヲ為シタルトキハ訴訟ガ終了スル（確
定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノ）
ニ依リテ其ノ訴ニ係ル権利ガ確定セズシテ訴訟
ガ終了シタル場合ニ在リテハ其ノ終了ノ時ヨリ
六月カ経過スル迄ノ間ハ完成セズ

前項ノ場合ニ於テ確定判決又ハ確定判決ト同
一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル権
利ガ確定シタルトキハ時効ハ訴訟ノ終了ノ時ヨ
リ更ニ其ノ進行ヲ始ム

第八十七条 本法ニ於テ休日トハ祭日、祝日、日
曜日其ノ他ノ一般ノ休日及政令ヲ以テ定ムル日
ヲ謂フ

第八十八条 為替手形及約束手形ニ依リ義務ヲ負
フ者ノ行為能力ハ其ノ本国法ニ依リ之ヲ定ム其
ノ國ノ法ガ他國ノ法ニ依ルコトヲ定ムルトキハ
其ノ他國ノ法ヲ適用ス

前項ニ掲タル法ニ依リ行為能力ヲ有セザル者
ト雖モ他ノ國ノ領域ニ於テ署名ヲ為シ其ノ國ノ
法ニ依レバ行為能力ヲ有スベキトキハ責任ヲ
負フ

第八十九条 為替手形上及約束手形上ノ行為ノ方
式ハ署名ヲ為シタル地ノ属スル國ノ法ニ依リ之
ヲ定ム

為替手形上及約束手形上ノ行為ガ前項ノ規定
ニ依リ有効ナラザル場合ト雖モ後ノ行為ヲ為シ
タル地ノ属スル國ノ法ニ依レバ適式ナルトキハ
後ノ行為ハ前ノ行為ガ不適式ナルコトニ因リ其
ノ効力ヲ妨ゲラルコトナン

第九十条 為替手形ノ引受人及約束手形ノ振出人
日本人ガ外國ニ於テ為シタル為替手形上及約
束手形上ノ行為ハ其ノ行為ガ日本法ニ規定スル
方式ニ適合スル限り他ノ日本人ニ対シ其ノ効力
ヲ有ス

前項ニ掲タル者ヲ除キ為替手形又ハ約束手形
ニ依リ債務ヲ負フ者ノ署名ヨリ生ズル効力ハ其
ノ義務ノ効力ハ其ノ証券ノ支払地ノ属スル國ノ
法ニ依リ之ヲ定ム

第九十二条 為替手形ノ引受ヲ手形金額ノ一部ニ
制限シ得ルヤ否ヤ及所持人ニ一部支払ヲ受諾ス
ル義務アリヤ否ヤハ支払地ノ属スル國ノ法ニ依
リ之ヲ定ム

第九十三条 前項ノ規定ハ約束手形ノ支払ニ之ヲ準用ス
ル。因タル債権ヲ取得スルヤ否ヤハ証券ノ振出地ノ
属スル國ノ法ニ依リ之ヲ定ム

第九十四条 拒絶証書ノ方式及作成期間其ノ他為
替手形上及約束手形上ノ権利ノ行使又ハ保存ニ
必要ナル行為ノ方式ハ拒絶証書ヲ作ルベキ地又
ハ其ノ行為ヲ為スベキ地ノ属スル國ノ法ニ依リ
之ヲ定ム

第九十五条 附則（昭和二三年一二月一七日法律第
一九五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、銀行法（昭和五十六年法律
第五十九号）の施行の日から施行する。

第九十六条 附則（昭和二七年七月三一日法律第二
六八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和二十七年八月一日から施
行する。

第九十七条 附則（昭和五六六年六月一日法律第六
一號）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公報の後六十日を経過し
た日から、これを施行する。

第九十八条 附則（昭和二七年七月三一日法律第二
一號）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和二十七年八月一日から施
行する。

第九十九条 附則（昭和五六六年六月一日法律第六
一號）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、銀行法（昭和五十六年法律
第五十九号）の施行の日から施行する。

第一百条 附則（平成二一年一二月八日法律第一
五一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施
行する。

第一百一条 附則（平成二一年一二月八日法律第一
一號）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和二十九年六月一日から施
行する。

第一百二条 附則（平成二九年六月一日法律第四
五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施
行する。ただし、第三百三条の二、第三百三条の三、
第三百六十七条の二、第三百六十七条の三及び
第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す
る。

第一百三条 附則（令和五年六月一四日法律第五
三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から起算して五年を超
えない範囲内において政令で定める日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規
定 公布の日

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施
行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附則（平成一六年六月二日法律第七六
号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第
七十五号）。次条第八項並びに附則第三条第八
項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、
第八条第三項並びに第十三条において「新破産
法」という。の施行の日から施行する。

**附則（平成一六年一二月一一日法律第一
四七号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

**附則（平成一八年六月二一日法律第七
八号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

**附則（平成一九年六月二日法律第四
五号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施
行する。ただし、第三百三条の二、第三百三条の三、
第三百六十七条の二、第三百六十七条の三及び
第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す
る。

**附則（平成二九年六月一四日法律第五
三号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、公報の日から起算して五年を超
えない範囲内において政令で定める日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規
定 公布の日

第一条 この法律は、この法律は、破産法（平成十六年法律第
七十五号）。次条第八項並びに附則第三条第八
項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、
第八条第三項並びに第十三条において「新破産
法」という。の施行の日から施行する。

**附則（平成一六年六月二日法律第七六
号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、この法律は、公布の日から起算して六年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

**附則（平成一六年一二月一一日法律第一
四七号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

**附則（平成一八年六月二一日法律第七
八号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

**附則（平成一九年六月二日法律第四
五号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

**附則（平成二九年六月一四日法律第五
三号）抄
（施行期日）**

第一条 この法律は、この法律は、公報の日から起算して五年を超
えない範囲内において政令で定める日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規
定 公布の日

第一条 この法律は、この法律は、民間事業者による信書の送
達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）
の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、この法律は、民間事業者による信書の送
達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）
の施行の日から施行する。